

6 総 庶 第 2099 号

令和 7 年 3 月 18 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

追 加 議 案 の 提 出 に つ い て

令和 7 年丸亀市議会 3 月定例会に下記の議案を別紙のとおり追加提出します。

記

議案第 53 号 丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 53 号

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 7 年 3 月 25 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

丸亀市消防団員等公務災害補償条例(平成 17 年条例第 175 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前
第 2 章 損害補償 (補償基礎額) 第 5 条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状态となった場合には、<u>9,700 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の金額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従業者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号に該当する扶養親族について	第 2 章 損害補償 (補償基礎額) 第 5 条 略 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従業者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状态となった場合には、<u>9,100 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の金額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200 円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従業者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第 1 号又は第 3 号から第 6 号までの	

改正後		改正前																												
は1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額とする。 (1)～(6) 略 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額とする。		いずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 (1)～(6) 略 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。																												
別表(第5条関係) 補償基礎額表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th><th colspan="2">勤務年数</th></tr> <tr> <th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td><td>12,900円</td><td>13,700円</td></tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td><td>11,300円</td><td>12,100円</td></tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td><td>9,700円</td><td>10,500円</td></tr> </tbody> </table>		階級	勤務年数		10年未満	10年以上20年未満	団長及び副団長	12,900円	13,700円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	別表(第5条関係) 補償基礎額表 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th><th colspan="2">勤務年数</th></tr> <tr> <th>10年未満</th><th>10年以上20年未満</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td><td>12,500円</td><td>13,350円</td></tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td><td>10,800円</td><td>11,650円</td></tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td><td>9,100円</td><td>9,950円</td></tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数		10年未満	10年以上20年未満	団長及び副団長	12,500円	13,350円	分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	部長、班長及び団員	9,100円	9,950円
階級	勤務年数																													
	10年未満	10年以上20年未満																												
団長及び副団長	12,900円	13,700円																												
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円																												
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円																												
階級	勤務年数																													
	10年未満	10年以上20年未満																												
団長及び副団長	12,500円	13,350円																												
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円																												
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円																												

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の丸亀市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた丸亀市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号ア

に規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提 案 理 由

議案第 53 号

丸亀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額を見直すため、所要の改正を行うものであります。